

第 2 8 1 回 役 員 会 議 事 要 録

1 日 時 平成 2 9 年 8 月 1 日 (火) 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 2 8

2 場 所 事務局第 3 会議室

3 議 事

(1) 「長崎大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規則」の制定について

理事（総務担当）から、資料 1 に基づき、本学における犯罪行為の抑制及び事故発生の防止を図ることにより、本学の職員、学生等の安全を確保するとともに、本学の資産を保護することを目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるため、「長崎大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規則」を制定することについて、7 月 2 8 日開催の教育研究評議会で警備上の観点から設置場所を表示することが好ましくない場合もあるとの意見があり、資料 1 の第 1 1 条に「ただし書」を追加した旨の説明があった。

審議の結果、第 1 1 条から「設置場所の見やすい位置に、」及び追加した「ただし書」を削除することで、了承された。

(2) 初任給調整手当の適用について

理事（総務担当）から、資料 2 に基づき、高度の専門的な実務経験を必要とし、採用が著しく困難であると認められる職として、採用予定の教育職員に初任給調整手当（月額 10 万円）を適用することについて説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 医歯薬学総合研究科と国立研究開発法人国立がん研究センターとの間の
研究指導等に関する協定書の締結について

理事（教学担当）から、資料 3 及び参考資料に基づき、本学大学院医歯薬学総合研究科と国立研究開発法人国立がん研究センターとの間での研究指導等に関する協定書を締結することについて説明があり、審議の結果、了承された。

(以上)